

週刊

8つの  
こだわり。

×

週刊  
**TA**master  
Tax&Accounting  
税務・会計・会社法の総合情報誌

税務・会計・会社法の総合情報誌



税務・会計・会社法  
 企画と取材に  
**こだわった**情報を、  
 「無駄なく」  
 「漏れなく」  
 「読みやすく」  
 お伝えします。

詳しくは次ページをご覧ください。

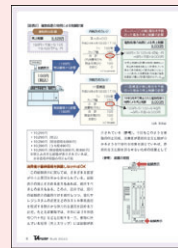
# 1 こだわり 足で集めた情報に こだわります。

T&Amasterに掲載されるニュース記事は、平均15年の取材経験を持つ記者が、当局等に取材を行って執筆したものであり、T&Amasterにしか載っていない、あるいはT&Amasterに一番最初に載る情報が満載です。他誌と比較していただければ、T&Amasterの取材力が  
最新ニュース  
おわかりいただけるはずです。



# 2 こだわり 読みやすさに こだわります。

T&Amasterは、高度な情報を読みやすく伝えることにこだわります。そのためにビジュアルをふんだんに使用したり、全ニュース記事に「要約」を載せるなど様々な工夫をしています。



カラー特集



ニュース要約

画像をクリックして拡大

# 3 こだわり “旬の” 企画に こだわります。

T&Amasterは、「読者の興味を引く企画」にこだわります。専門誌というのと、ともすれば“お堅い”解説記事が並びがちですが、T&Amasterでは、実務家が本当に欲しい情報をリサーチし、“旬の”テーマにこだわった企画を心掛けています。税務紛争ネタも積極的に取り上げます。



“税務マエストロ”によるQ&A

# 4 こだわり 信頼性に こだわります。

T&Amasterでは、公的機関、課税当局OB、立法担当者などを積極的に執筆者に起用します。できるだけ当局の考えや、実務の実態を正確にとらえた情報をお伝えするよう心掛けています。

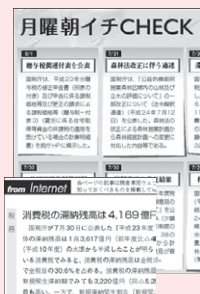


課税当局OBや公的機関による解説

解説・実務解説・著者例(順不同・敬称略) 税理士  
朝長英樹、税理士 品川克己/財務省主税局/企業会計基準委員会/東京証券取引所自主規制法人

# 5 こだわり 「無駄なく」「漏れなく」 「コンパクト」に

雑誌には自ずとページ数に限りがありますが、本誌ではこれを「良さ」ととらえ、限られたページ数の中で、「無駄なく」「漏れなく」、そしてお忙しい読者の皆様が効率的に情報収集できるよう、できるだけ「コンパクト」に情報をお伝えすることに注力します。例えば、株価表など、当局HP等から容易に得られる情報はあえて掲載せず、「fromインターネット」「月曜朝イチCHECK」などのコーナーで要点を漏れなくお伝えしています。



# 6 こだわり 「オフィスで回し読みできる 雑誌」にこだわります。

T&Amasterは、オフィスで皆様に購読していただくことを想定し、実務経験の長いベテラン～浅い方までが手に取れることができるコンテンツ作りを心掛けています。このため、最新情報、高度な情報を扱うだけでなく、新人社員・職員の方でも読むことができるQ&Aやショート・ニュース、専門用語解説のコーナーを設けるなど、コーナー立てを工夫しています。



税実務Q&A

ショートニュース

# 7 こだわり 税務、会計、会社法の“程良い” バランスにこだわります。

T&Amasterには、税務、会計、会社法の3つの分野がありますが、税務を中心に置つつ、会計、会社法の重要な情報も漏れなく、他誌よりも早くお伝えしています。それぞれの分野は相互に関連性も深いことから、例えば税理士の先生が会計の最新情報を全く知らないというのは、プロとして好ましい姿とは言えません。税務を専門とする実務家であれば、税務系記事を中心に読んで頂きつつ、会計分野についてもザッと目を通していただけ。そんな使い方ができるのも、本誌の特長です。



会社法改正の記事

# 8 こだわり コストパフォーマンス にこだわります。

T&Amasterは、他の専門誌に負けない高品質な情報を提供しつつ、読者の皆様の経済的ご負担を少しでも軽くするため、業界最安値の購読料を維持しています。加えて過去に掲載された記事が全て検索可能なウェブデータベースも追加料金なしで利用でき、保存板として年2回本誌内容、発表資料を収録したCD-ROMを専用バイナードと共にお届けします。



www.e-hoki.com/ta

ご紹介した内容は一部分です。無料見本誌請求、お問い合わせはこちらまで。

TEL 052-211-1525

お電話受付時間8:30~17:00(土・日・祝日を除く)

http://www.sn-hoki.co.jp e-mail:eigyo@sn-hoki.co.jp



新日本法規出版株式会社

本社 総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2-6

支社 札幌・仙台・東京・関東・名古屋・大阪・広島・高松・福岡

## 税務

# ビルやテナントの現物分配は非適格か

「預り保証金＝負債」と資産の現物分配を別取引と捉えるかどうかが鍵に

要約

- 預り保証金という「負債」の移転が伴うビルやテナントの現物分配は税制非適格の懸念あり。
- 財務省の解説には、「負債の移転と一体的に捉えて一取引と構成することはされていない」との記述。
- 金銭と非金銭資産の現物分配では両者は別取引とされるため、資産と負債でも同様に考える可能性。

法人税法上、適格現物分配は「内国法人を現物分配法人とする現物分配のうち、その現物分配により資産の移転を受ける者が……」と定義されている（法法2条十二の十五）。この記述からは、負債の移転が伴う現物分配は税制非適格となるように読める。

負債の移転が伴う現物分配の例として挙げられるのが、ビルやテナントの現物分配である。ビルやテナントには「預り保証金」が付きものであり、この預かり保証金は「負債」に区分されるからだ。このため、実務家の間では、この預り保証金が原因で、ビルやテナントの現物分配が税制非適格になるのではないかと懸念がある。

この点、財務省の当時の解説には、「現物分配に伴う負債の移転、すなわち現物分配による事業の移転は不可能ではないが、

①実例やニーズがない、②残余財産の全部の分配については会社法502条その他の法

人法制上原則として債務を弁済した後でなければ残余財産の分配ができないため、現物出資と異なり、現物分配に伴って行われる負債の移転と一体的に捉えて一取引と構成することはされていない」旨の記述がある（平成22年度税制改正の解説211ページ）。

この解説で注目されるのは、「現物分配に伴って行われる負債の移転と一体的に捉えて一取引と構成することはされていない」という部分だ。ここは、「負債と資産の移転は別々の取引ととらえる」とも読めるところであり、もしそうであれば、ビルやテナントという「資産」の移転と、預り保証金という「負債」の移転を別々の取引ととらえ、資産の移転のみに着目して適格判定が行われると考えることもできる。

また、金銭と金銭以外の資産の両方が分配される場合についての財務省の解説には、「残余財産の分配などにおいて、金銭の分配と金銭以外の資産の交付を別々の取引として捉えることになるものと考えられる」との記述もある（同211ページ（注）、本誌368号7ページ参照）。資産と負債の関係についてはここまで明確な解説はされていないものの、金銭と金銭以外の資産の現物分配でこのような考え方がとられるのであれば、負債と資産の現物分配においても同様の考え方がとられる可能性はあると言えよう。

## 税務

# 租税回避の意図なしも移転価格税制適用

国内販売価格の下落で輸入価格を見直さないケース、所得の海外移転に

要約

- ▶ 東京地裁は4月27日、輸入商品の国内販売価格の下落で内国法人が多額の損失を計上する一方で外国法人に利益が著しく偏っていたことを理由とした移転価格税制の適用は適法と判断。
- ▶ 移転価格税制の適用に際し、脱税や租税回避等の意図は考慮する必要はないと指摘。

今回の事案は、日本国内で青果物を販売している内国法人X社（原告・納税者）が、租税特別措置法66条の4にいう国外関連者に該当する外国法人A社から青果物を輸入した取引について、原処分庁が独立企業間価格と本件国外関連取引の対価との差額をX社からA社に対する所得移転であると認定し、移転価格税制を適用する更正処分等を行ったもの。具体的には、青果物の日本国内の販売価格下落によりX社が多額の損失を計上する一方で、X社とA社間で輸入価格の見直し交渉などが行われなかった結果、A社に利益が著しく偏っていたことが所得の海外移転とみなされ、移転価格税制の適用につながっていた。

納税者であるX社は、X社の営業利益の減少は、日本国内の市況の変化等による売上の大幅減が原因であって、その利益の減少は移転価格の設定とは無関係な日本の特

殊要因によるものというべきであるから、本件国外関連取引に移転価格税制上の問題はなく、原処分庁の更正処分等は違法である旨などを主張していた。

東京地裁の定塚誠裁判長は、まず日本の移転価格税制について、国外関連取引を通じて所得の海外移転が認められる場合に、当事者の脱税ないし租税回避の意図等を考慮することなく、その取引価格を独立企業間価格に引き直して課税所得を計算することにより、所得の海外移転を防止する制度であるとの解釈を示した。

そのうえで本事案については、市場価格の変動は市場主義経済の下では常に生じるものであるから、そのような損失をもって、ただちに市場の特殊要因により生じた損失とは言い難いと指摘している。

また、通常の独立企業間取引であれば、需給等の変化により一方の当事者のみに多額の営業損失が生じるような場合、取引価格の改定や取引量の減少などをせずに従前の条件のまま取引を継続することは通常は考え難いことを指摘。その影響は少なからず他方の当事者にも及ぶものと考えられることから、その損失を専ら日本側の輸入業者であるX社に帰属させるべきとする合理的な根拠は不明であるとして、原処分庁によるX社への移転価格税制の適用は適法であると結論付ける判決を言い渡している。

## 税務

# 相続取得の土地への課税は二重課税か？

審判所、長崎年金事件の最高裁判決後に初めての判断

要約

- 相続時までの土地の値上がり益について相続税と所得税の二重課税となるかで争われた裁決で、審判所は所得税を課すことを容認。
- 年金の二重課税の最高裁判決後、国税不服審判所が初めて判断。同種の事件に影響も。

最高裁が年金受給権に係る年金の各支給額のうち被相続人死亡時の現在価値に相当する部分は、所得税の課税対象とはならないと判断したのは記憶に新しいが（平成22年7月6日、平成20（行ヒ）16）、この最高裁判決を拠り所として、相続時までの土地の値上がり益について相続税と所得税の二重課税になるか争われた注目すべき裁決があった。

本件は、審査請求人が相続した不動産（土地）の譲渡に係る所得税の確定申告をした後、被相続人が取得した時から相続開始時までの不動産の値上がり益相当額（約1,300万円）は所得税法9条1項15号（現16号）により非課税であるとして更正の請求を行った。これに対して、原処分庁は、所得税法60条1項1号は相続人が相続により取得した資産を譲渡した段階で被相続人の保有期間中の値上がり益をも含めて課税を行うことを予定しているとして更正処分を行ったものである。

請求人は、土地の値上がり益の場合は、相続時までの増加額という経済的価値が相続税の課税対象額とその後の譲渡所得の課税対象額に二度含まれることになるため、同一の経済価値に対する相続税と所得税の二重課税に該当すると主張したわけだ。

審判所は、所得税法は相続により取得した資産の譲渡に関し、相続時までの値上がり益について、相続税および所得税の双方の課税ベースに含まれることを前提に、その課税方法につき取得価額引継方式を採用することにより納税者に一定の配慮をしたものというべきであると指摘。所得税法は、資産の譲渡による収入金額から被相続人の取得費を控除した値上がり益について、所得税を課すことを容認していると解するのが相当であるとした。

また、請求人が最高裁判決の趣旨から二重課税に該当する旨を主張している点については、本件は、顕在化した資産の値上がり益についての譲渡所得課税の適否が争われているものであり、今回の判断が同判決に反するものとはいえないとした。

なお、審判所によれば、政府税制調査会で公表された「最高裁判決研究会」報告書（平成22年10月22日）においても、最高裁判決の射程は相続税法24条によって評価がなされる相続財産に限定されるとの旨が明記されていると指摘している。

# 税 務 マエストロ

TAX MAESTRO

税務における第一人者、税務マエストロによる税実務講座

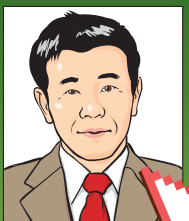
今週のマエストロ&テーマ

## 100%子会社の 土地を親会社で有 効活用するための 移転の方法

# #01

朝長英樹

(税理士法人アクト22  
代表社員)



### 略歴

財務省主税局において、金融取引に係る法人税改正(平成12年)・組織再編成税制の創設(平成13年)・連結納税制度の創設(平成14年)などを主導。

税務大学校研究部において、事業体税制等を研究。平成18年7月に税務大学校教授を最後に退官。日本税制研究所代表理事(平成19年3月～)、21世紀政策研究所 研究主幹(平成19年4月～)、参議院客員調査員(平成19年9月～20年2月)、税理士法人アクト22代表社員(平成20年4月～)、登録政治資金監査人(平成20年9月～)

次回のテーマ

## #02 Comming soon! 見落としがちな国際課税 のリスク

近年の国際課税に関する制度改正や、中国進出企業の増加に伴い、国際課税上のリスクは高まっている。国際課税の第一人者がそのリスクを検証する。

※取り上げて欲しいテーマを編集部にお寄せください。  
e-mail : ta@lotus21.co.jp

### 本コーナーの趣旨

組織再編成税制に対する税務調査が本格化し、国際課税では巨額の追徴課税が相次いでいます。企業やそれを支える税理士等の実務家のリスクは高まる一方ですが、その反面、組織再編成税制や国際課税をはじめとする複雑な制度に対応できる実務家は非常に少ないという現状があります。こうしたなか、本コーナーでは、税実務界の権威“マエストロ”に、企業や実務家が直面する実務的なテーマについてわかりやすく解説してもらいます。まずは、企業や実務家にとって最もクリティカルなテーマである組織再編成税制、国際課税をとりあげ、隔週のペースで連載をスタートします。中小企業の組織再編成や中国をはじめとする海外進出が相次いでいるなか、これらの実務に携わってこなかった税理士の方も、組織再編成税制や国際課税を避けて通ることはできません。是非、毎回お読みいただき、実務にご活用ください。

### 今回のテーマ

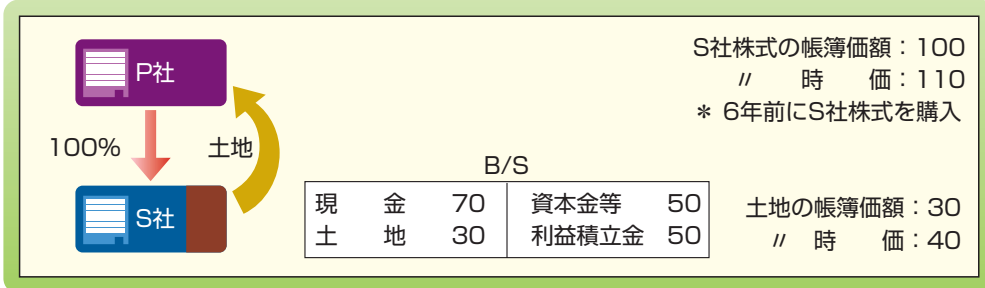
**100%子会社が有する遊休土地を親会社に  
移転して有効活用を図りたいのですが、その場  
合の税制上の取扱いはどうなりますか？**

### マエストロの解説

グループ法人間で資産を移転して有効活用を図りたいというニーズは、かなり広く存在している。グループ法人間においては、一方の法人から他方の法人にその資産を賃貸すれば済むという場合も少なからずあるが、他方で、資産の移転が容易に行い得るグループ法人間においては、その資産を保有するに最も相応しい法人に保有させて事業を行いたいというニーズも、当然、存在する。

【前提】

(単位：百万円)



100%子会社が有する遊休土地を親会社に移転して有効活用を図るというケースは、その典型的な例といえる。

以下、その税制上の取扱いについて、解説することとするが、上記のようなニーズがあるグループ法人において、参考としてもらえれば、幸いである。

解説にあたり、まず上記のような**前提**を置くこととする。

100%の資本関係にある法人間における資産の移転に関しては、平成22年度改正（\*）による「グループ法人税制」の創設等により、課税関係を生じさせずに資産を移転できる方法が増えることとなっており、税負担の観点から見て合理的な選択をした場合とそうでない場合とを比べてみると、大きな損得が生ずる結果となることも、決して稀ではない。

（\*）資産の移転等に関するものは、基本的には、平成22年10月1日以後に行うものに適用される。

このため、特に100%の資本関係にある法人間における資産の移転に関しては、その移転の方法ごとにどのような課税関係となるのかということをよく確認した上で、どのような方法を選択するのかということを決める必要がある。

資産の移転は、通常、売買という方法によって行われ、対価として金銭の授受が行われるわけであるが、グループ法人間で資産の移転が行われる場合には、できるだけ金銭の授受が不要

となる方法が検討されるのが通例である。

平成22年度改正前は、例えば、100%の資本関係にある法人間において、金銭の授受を行わずに済む方法として、資産の贈与（無償譲渡）という方法を使った場合には、その贈与（無償譲渡）をした法人にその資産の譲渡損益が計上される（法法22②・③）とともにその資産の時価相当額の寄附金があったものとされて寄附金の損金算入限度額を超える金額が損金不算入とされ（法法37①）、他方、その贈与（無償譲渡）を受けた法人にその資産の時価相当額の受贈益が計上されて益金となり（法法22②）、結果的には、双方を合わせてみると、寄附金の損金算入限度額を超える金額に相当する金額に対する課税が二重となる、ということになっていた。

しかし、平成22年度改正後は、このような資産の売買という方法を使った場合であっても、二重課税が生じない仕組みとされており（法法25の2、37②、61の13）、その他にも、「適格現物分配」によって課税関係を生じさせずに資産を移転することが出来るようになったり（法法62の5）、無対価による分割型分割の取扱いが整備された（法法二十二の九）ためにこれを利用することが出来るようになったりしている。

以下、100%子会社が有する遊休土地を親会社に移転して有効活用を図るというケースについて、贈与（無償譲渡）、現物配当（適格現物

## 税 務 消費税の滞納残高は4,169億円、12年連続で減少

国税庁が7月30日に公表した「平成23年度租税滞納状況について」によると、全体の滞納残高は1兆3,617億円（前年度比△4.1%）と13年連続で減少。ピーク時（平成10年度）の水準から半減したことが明らかとなった。国税庁が対応を強化している消費税でみると、消費税の滞納残高は全税目で最も多い4,169億円（同△2.0%）で全税目の30.6%を占める。消費税の滞納残高は12年連続で減少している。また、新規発生滞納額でみても3,220億円（同△5.2%）と全税目に占める割合は53%と最も高い。一方で、新規滞納発生割合（新規発生滞納額／徴収決定済額）をみると、発生割合が最も高いのは申告所得税の4.8%であり、次いで消費税の3.2%。

## 会 計 子会社取得対価が高額な場合も臨時報告書を提出へ

金融庁は7月31日、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表した（8月29日まで意見募集）。売上高等の小さな会社に係る高額な対価による子会社取得について、金融商品取引法上の開示が行われていなかったとの指摘を踏まえ、開示対象子会社の範囲を拡大し、臨時報告書の提出を求めるといったもの。具体的には、①提出会社の業務執行機関が子会社取得を決定した場合であって、当該子会社取得の対価の額が提出会社の純資産額の15%以上となる時、②連結子会社の業務執行機関が子会社取得を決定した場合であって、当該子会社取得の対価の額が連結会社の連結純資産額の15%以上となる時が該当する。また、企業内容等開示ガイドラインも見直し、子会社取得の対価の額には、株式または持分の売買代金、子会社取得に当たって支払う手数料、報酬その他の費用等の額が含まれることを明確化。「一連の行為」には、子会社取得の目的、意図を含む諸状況に照らし、当該子会社取得と実質的に一体のものと認められる子会社取得が該当することを明記する。平成24年10月1日から施行される予定。

## サマリー情報は2種類、四半期決算短信様式等が公表

東京証券取引所は7月30日、「四半期決算短信様式・作成要領」を公表した。四半期決算短信（サマリー情報）の各様式は、将来予測情報の記載形式に応じ、「表形式」および「自由記載形式」の2種類が公表されている。平成24年4月1日以後開始する事業年度の第1四半期決算に係る四半期決算短信から適用される。

読者専用ウェブサイトe-hokiの登録についての詳細は、今号の32頁をご覧ください。

T&A master のホームページ

<http://www.e-hoki.com/ta>



税理士事務所  
回覧用

# 月曜朝イチCHECK

8/1

## 贈与税関連付表を公表

国税庁は、平成23年分贈与税の修正申告書（別表の付表）及び申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等（贈与税一付表3）（震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の計算明細書）を同庁HPに掲示した。

7/31

## 森林法改正に伴う通達

国税庁は、「公益的機能別施業森林区域内の山林及び立木の評価について」の一部改正について（法令解釈通達）（平成24年7月12日）を公表した。森林法の改正による森林施業計画から森林経営計画への変更に対応した内容等である。

7/30

## 滞納発生ピークの3割

国税庁は、平成23年度租税滞納状況についてを公表した。新規発生滞納額は、6,073億円で前年度比11.2%の減少、うち、消費税は3,220億円で5.2%の減少。最も新規発生滞納額の多かった平成4年度の32.1%レベルまで減少。

7/30

## 地球温暖化対策税制

国税庁は、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例等について（平成24年7月）及び地球温暖化対策のための課税の特例Q&A（平成24年7月）を同庁HPに掲示した。特定用途石炭に係る石油石炭税の軽減関係や記帳義務など。

7/30

## 税制改正の意見結果

金融庁は、平成25年度税制改正要望に係る御意見の募集の結果について」を公表した。日本版ISA（少額投資非課税制度）の制度の恒久化等をはじめ、38の個人及び団体等から計239件の様々な意見が寄せられたとしている。

7/27

## 相続税の申告書一覧

国税庁は、相続税の申告書（平成24年分用）及び相続税の申告のしかた（平成24年分用）を同庁HPに掲示した。平成24年4月分以降用とそれ以前の申告書が一覧で取得できる。山林納税猶予税額の計算書（第8の3表）等の新設も。

7/27

## 日税研究賞の表彰

日税連は、第35回「日税研究賞」受賞者の表彰を行った。今回の日税研究賞には、税理士、大学院生、公務員などから、計44点の応募があり、研究者の部1点、税理士の部1点、実務家の部1点の計3点の入選があった。

7/27

## 償却資産の評価を告示

総務省は、固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続を定める件の一部を改正する件（告示286）を告示。税制改正を踏まえ、償却資産の評価は前年度の評価額から未經過使用可能期間に応ずる減価率を乗じて得た額を控除。



社外監査役、多重代表訴訟、会計監査役登記は早急な対応が必要

# 新しい会社法改正、 企業が対応すべき項目は？

法制審議会は9月にも総会を開催し、会社法制部会が取りまとめた「会社法制の見直しに関する要綱案」を決定する。順調にいけば、秋に予定されている臨時国会に会社法改正案を提出する見込みだ。今回の要綱案に盛り込まれた内容は、大きく「企業統治の在り方」「親子会社に関する規律」「その他」で構成されている。

改正内容は多岐にわたるが、なかでも企業が早急に対応すべき項目がいくつかある。たとえば、社外取締役に関しては義務付けが見送られたものの、社外取締役および社外監査役の要件は厳しくなる。現行の社外取締役等に要件が抵触してしまうケースも想定される。また、中小企業にとっても影響のある改正が要綱案に盛り込まれている。

特集では、事前の対応が必要になってくる会社法改正の項目に焦点を当て、紹介する。

## 社外監査役等の要件追加で親会社の人事政策に影響が！

今回の会社法制の見直しに関する要綱案が取りまとめられるうえで、大きな論点となったのは、社外取締役の義務付けの可否である。最終的には、社外取締役の義務付けは行わず、社外取締役を置いていない監査役設置会社（公開会社であり、かつ大会社）のうち、有価証券報告書を提出する株式会社については、その理由を事業報告に開示することとされた。

ただし、社外取締役に関しては、要綱案において、取引所の規則で上場会社は取締役である独立役員を1人以上確保するよう務める旨の規律を設ける必要があるとの附帯決議が付されている。流れとしては、オリンパスの粉飾決算事件などもあり、上場会社であ

れば、社外取締役を1人以上確保する方向となっている。直近での義務付けはないものの、将来的な課題として検討すべき事項といえそうだ。

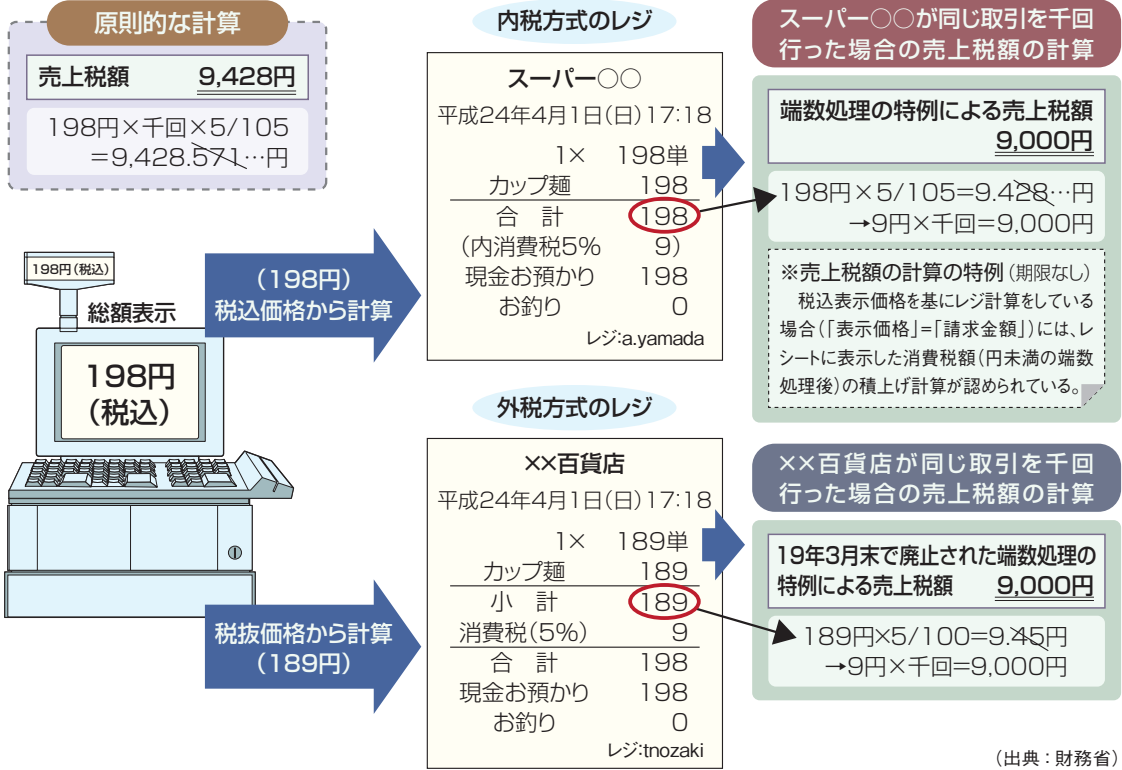
### 子会社の社外監査役にはなれず

前述のように、社外取締役の義務付けは見送られたものの、社外取締役および社外監査役の要件は厳しくなるので注意を要する点だ（表参照）。

たとえば、社外取締役および社外監査役ともに親会社の関係者でないものであることが要件に追加される。

社外監査役については、現行でも監査役設置会社の場合は、監査役が3名以上でこのうち半数以上は社外監査役とされているため、

【図表2】 端数処理の特例による税額計算



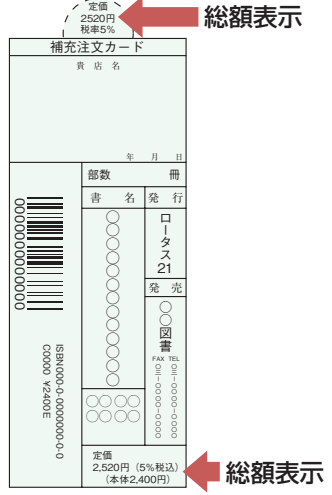
- 10,290円
  - 10,290円(税込)
  - 10,290円(税抜価格9,800円)
  - 10,290円(うち税490円)
  - 10,290円(税抜価格9,800円、税490円)
- ※税込みの支払総額が表示されていれば、本体価格や税額の明示も可能

示されている(参考)。今回もこのような書籍の例と同様、消費者が最終的な支払額が分かるような代替的な措置を講じていれば、最終的な支払額を誤らせないための措置として

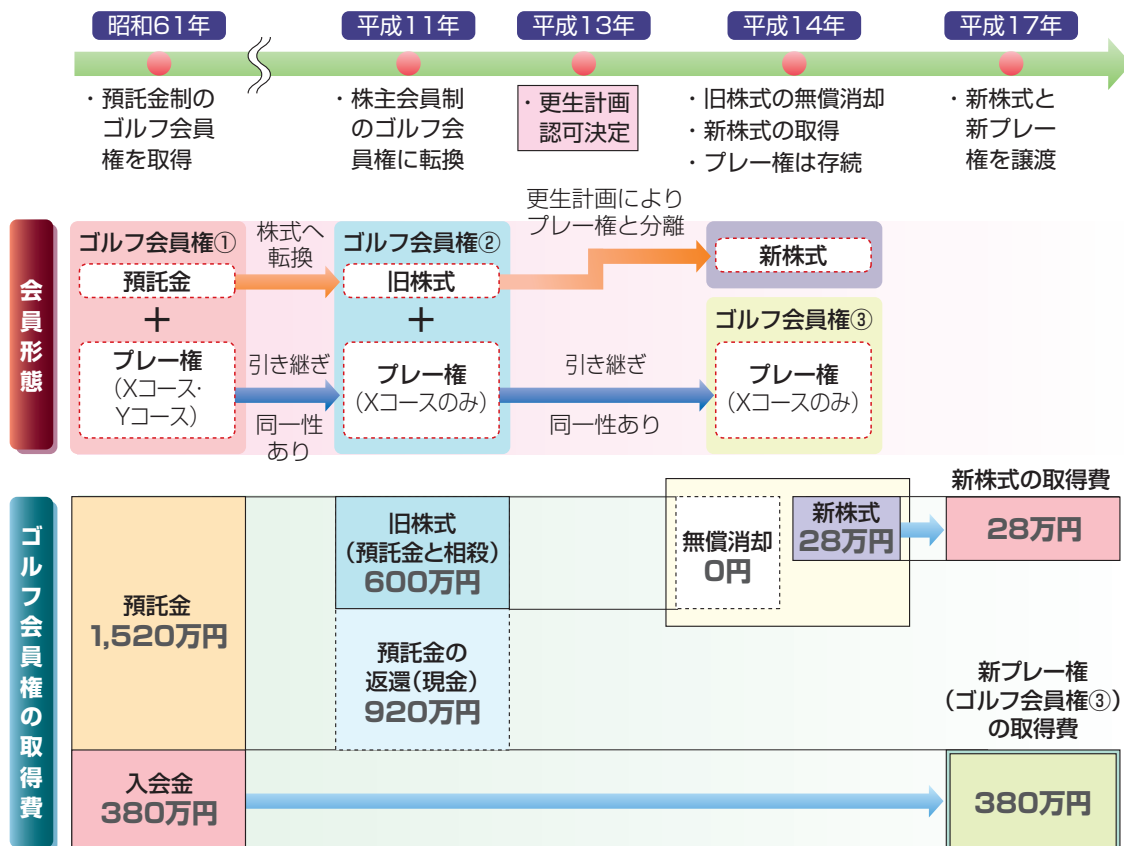
(参考) 書籍の短冊

消費者が最終価格を誤認しなければOK

この総額表示に関しては、さまざまな要望が中小企業団体等から寄せられている。総額表示の廃止を求める意見もあれば、維持すべきとの意見もある。この点、政府では、現行の総額表示の義務付けを維持しつつ、値札やレジシステムの変更などのコストや事務負担を軽減する観点から弾力的な運用を認める方針だ。たとえば書籍では、本体には「本体価格○円+税」などと記載する一方、書籍に挟んでいる短冊(売上スリップ)には総額が表示



【図】 図解でみるゴルフ会員権の会員形態と取得費



(出典：原審判決文・控訴審判決文に基づき編集部が作成)

控訴。また、新プレー権の取得費は取得日の時価である90万円である旨を主張していた

国側も控訴。控訴審では、このゴルフ会員権の取得費が改めて争われることとなった。

**東京高裁、原審を支持し旧プレー権と新プレー権の同一性を認める** T4master

**福田裁判長、双方の控訴を棄却**

東京高裁第1民事部の福田剛久裁判長は、ゴルフ会員権③の取得日は納税者がゴルフ会員権①を取得した昭和61年であると判断したうえで、納税者の請求を一部認容した原審判決を支持。取得費は、入会金相当額である380万円であると判断したうえで、納税者・国双方の控訴を棄却する判決を言い渡している。なお、福田裁判長の判断内容を図解すると、上記のようなかたちとなる。

福田裁判長は、納税者が取得したゴルフ会員権②について、預託金会員から株主会員への転換にあたり、新たな入会金の支払いや入会手続き等が執られていないことを指摘。プレー権や年会費等納入義務は、ゴルフ会員権①からゴルフ会員権②に引き継がれたものと解するのが相当であるとした。また、ゴルフ会員権①のプレー権とゴルフ会員権②のプレー権とで優先的利用施設の範囲が異なる点については、従前使用できた施設の一部が使

税務

# 家屋・土地の収用で措置法重複適用可

家屋譲渡へ特別控除適用後の譲渡益に長期譲渡所得の軽減税率適用

要約

- 同一収用事業での家屋・土地の譲渡益に、特別控除と長期譲渡所得の軽減税率がそれぞれ適用可能。
- 一方の資産に措置法33条の4の適用受けなければ、その資産は31条の2の適用要件満たす。
- 特別控除額の控除の順序は、措置法通達31-1(3)に定め。

措置法33条の4（収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除）と措置法31条の2（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）の適用については、①同一の収用事業で土地と家屋が買い取られた場合、一方の資産について措置法33条の4の規定を適用し、他方の資産については措置法31条の2の規定の適用をそれぞれ受けることができるか、②適用を受けることができる場合、特別控除の順序がどのようになるかが疑問となる。具体的には、次のような事例が考えられる。

Aは、県の収用事業のため、自己の所有する貸付用の建物およびその敷地が買い取られ、建物の譲渡益が6,000万円、土地の譲渡益が8,000万円生じたケースで、建物の譲渡益について措置法33条の4を、土地の譲渡益について措置法31条の2がそれぞれ適用できるか。

個人が所有期間5年を超えるものを譲渡

した場合、その譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当する場合には、その譲渡による譲渡所得について措置法31条の2の規定を適用することができるが、その有する土地等につき、措置法33条～33条の4までの規定の適用を受けるときには、その土地等の譲渡は、優良住宅地等のための譲渡に該当しないものとみなされている（措置法31の2④）。しかし、同一の収用事業について、土地と家屋が買い取られた場合については、一方の資産について措置法33条の4の適用を受け、他方の資産はこの特例の適用を受けなければ、その他方の資産については、「個人が、その有する土地等につき、措置法33条の4の適用を受けていない」こととなり、措置法31条の2の適用を受けることが可能となる。また、特別控除額の控除の順序は、「適用税率が異なる資産の譲渡がある場合の譲渡所得の計算」に関する措置法通達31-1(3)が、適用税率の低い譲渡益が残るように取り扱うとしている。

したがって、事例の場合は、建物等の譲渡について措置法31条の2の適用がないことから、家屋に係る譲渡について措置法33条の4を適用し、その適用後の譲渡益9,000万円（6,000万円＋8,000万円－5,000万円）が土地の譲渡益8,000万円からなるものとして、その譲渡益に対し措置法31条の2を適用することが可能となる。

お知らせ：次号(450号)は5月14日発行とさせていただきます。

# 米国LPSからの分配金(損失)の 所得区分—LPSの「法人」該当性—

名古屋地裁平成23年12月14日判決(平成19年(行ウ)第50号ほか)

筑波大学名誉教授・弁護士 品川芳宣

## 一、事実

(1) 本件は、原告(Xら4名)、処分行政庁(3庁)、所得税の年分(平成13年分ないし同17年分)、課税処分の日付等の違いにより、A事件ないしF事件の6事件(以下「本件各事件」という。)に区分される。本件各事件に共通するのは、Xら投資家が、外国信託銀行を受託者とする信託契約を介して出資したLPS(米国デラウェア州改正統一リミテッド・パートナーシップ法(以下「州LPS法」という。)に準拠して組成されるリミテッド・パートナーシップ、以下「本件LPS」という。)が行った米国所在の中古集合住宅(以下「本件建物」という。)の貸付けに係る所得(損失)が所得税法26条1項所定の不動産所得に該当するとして、その減価償却等による損失と他の所得との損益通算をして所得税の申告又は更正の請求をしたところ、各処分行政庁から、当該所得は不動産所得に該当せず損益通算ができないとして、それぞれ、所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分又は更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分(以下一括して「本件各処分」という。)を受けたことから、Xらが、国(被告)に対し、本件各処分の取消しを求めているものである。

(2) Xらの本件LPSに対する投資内容(投資契約)は、それぞれの取引銀行や契約方法等によって異なることになる。その代表的なスキーム(以下「本件スキーム」という。)では、1口2,000万円の出資に対し、出資期間7年において、初期の5年間においては、減価償却費等の損失負担が生じ、これがXらの他の所得から損益通算されることにより、本来負担すべき所得税額及び住民税額が合計2,350万円余軽減されること

となり、7年間における不動産賃貸事業による現金収入360万円余及び7年後の不動産売却による現金収入541万円余が得られることにより、合計約3,258万円余の利益及び税負担の軽減という税効果(投資利回り約163%)があるものと想定されている。

このような税効果が成立するためには、本件LPSが我が国の法人税法上の「法人」又は「人格のない社団等」に該当することなく、我が国においても、いわゆるパススルー課税(構成員課税)が行われることが前提となっている。これに対し、各処分行政庁は、本件LPSが法人税法上の「法人」に該当するものとして、Xらの上記損益通算を否認したものである。

なお、本件LPSは、米国では、州LPS法に基づくLPSであり、信託(トラスト)に区分されるもの又は米国の定めに従って特例の取扱いがされるもの以外のビジネス・エンティティであり、また、①財務省規則上の「corporation」として規定されている事業体にも該当せず、②2人以上の構成員を有するため、コーポレーションとしての課税又はパートナーシップとしての課税のいずれかを選択することができる適格事業体である。そして、本件LPSは、連邦課税上、パートナーシップとしての課税を選択したものとみなされていることから、米国租税法上の納税義務者となっておらず、構成員であるXら投資家が納税義務者となっている。

そのほか、本件のB事件においては、不服申立て前置等に係る本案前の争点が争われているが、本稿においては、当該争点の詳述を省略する。

## 実務解説

# 四半期報告書作成上の留意点（平成24年6月第1四半期提出用）

公益財団法人財務会計基準機構 開示室グループ長 渡部 類

## I はじめに

財務会計基準機構（以下、「当財団」という）では、四半期報告書セミナーを6月4日から15日にかけて全国9か所11回にわたり開催した。本稿は、主に同セミナーで説明した内容を基に、平成24年6月第1四半期報告書の留意点についてまとめたものである。また、第1四

半期／第3四半期及び第2四半期の記載方法の相違点について説明した復習セッションに関する解説も含んでいる。

なお、文中意見にわたる部分は私見であることをあらかじめお断りしておく。

## II 非財務情報の留意点

### ▶ 1 主要な経営指標等の推移

主要な経営指標等の推移（以下、「ハイライト情報」という）に掲載する情報には、遡及する項目と遡及しない項目が存在する。

ハイライト情報の数値の多くは、四半期連結財務諸表や注記事項に記載された数値から転記されるものである。そのため、四半期連結財務諸表等に含まれる経理の状況に係る比較情報について、遡及された数値が記載されている場合は、遡及された数値がそのまま前年同四半期のハイライト情報に記載されることとなる。

一方、遡及しない項目として「資本金」、「発行済株式総数」及び「1株当たり配当額」があるが、これらはすべて四半期連結財務諸表を作成していない場合のみ求められる項目である。これらの項目は、遡及処理の考え方がなじまな

いため遡及適用が求められていない場合や、前年と異なる数値の記載により財務諸表利用者の誤解を招くおそれがあること等により、遡及処理しない数値、すなわち、既に提出された前年同四半期の四半期報告書に記載した数値をそのまま記載することとなる。

### ▶ 2 株式等の状況

昨年から適用された四半期報告書の記載の簡素化に伴い、株式等の状況の記載の要件が変更されている。「新株予約権等の状況」においては、簡素化が適用される前は新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合に所定の事項を記載することとされていた。しかし、簡素化が適用されてからは、当四半期会計期間に新株予約権又は新株予約権付社債を発行した場合

# 平成23年12月・24年度 資産税関係の改正について(2・了)

金山裕道

## 平成24年度改正関係 (承前)

### 〈5〉贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例の創設

#### 1. 改正の内容

##### (1) 制度の概要

農地等についての贈与税の納税猶予制度（措法70の4①本文）の適用を受ける受贈者のうち一定の者（以下〈5〉において「猶予適用者」という。）が、贈与者の死亡の日前に納税猶予制度の適用を受ける農地等のうち農地又は採草放牧地の全部又は一部について農業経営基盤強化促進法による次の①から③までに掲げる貸付け（以下〈5〉において「特定貸付け」という。）を行った場合において、その特定貸付けを行った日から2ヶ月以内に、特定貸付けを行っている旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、その猶予適用者に係る納税猶予制度の適用については、その特定貸付けを行った農地又は採草放牧地の全部又は一部（以下〈5〉において「特定貸付農地等」という。）に係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下〈5〉において「賃借権等」という。）の設定はなかったものと、農業経営は廃止していないものとみなされ、特定貸付農地等について引き続き贈与税の納税猶予制度が適用される（新措法70の4の2①）。

① 賃借権等の設定による貸付けであって、農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定す

る農地保有合理化事業（同項第1号に掲げる事業に限る。）のために行われるもの

② 賃借権等の設定による貸付けであって、農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業（同項第1号に定める事業（同号ハに掲げるものを除く。）及び同項第2号に定める事業に限る。）のために行われるもの

③ 賃借権等の設定による貸付けであって、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより行われるもの

（注1）「猶予適用者」とは、受贈者の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次の要件を満たすものをいう（新措法70の4の2②）。

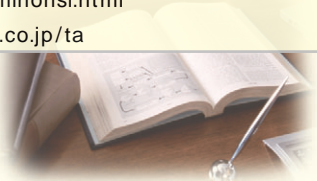
イ 特定貸付けを行った日において65歳以上である受贈者 納税猶予の適用を受ける贈与に係る贈与税の申告書の提出期限からその貸付けを行った日までの期間（適用期間）が10年以上であること。

ロ イに掲げる受贈者以外の受贈者 適用期間が20年以上であること。

（注2）特定貸付けを行った旨の届出書には、特定貸付農地等の明細、貸付けの相手方、賃借権の存続期間等を記載し、その行った特定



## 今週の専門用語



### 📖 S1 + S2方式

株式保有特定会社の株式の評価方法として、財産評価基本通達189-3において認められている評価方法のこと。納税者の選択により、純資産価額方式による評価額と比べて、いずれか低い価額をもって株式の評価額とすることができる。「S1」の金額では、実際の事業活動部分としての株式の価額について類似業種比準方式を部分的に取り入れて評価する一方、「S2」の金額では、評価会社が所有する資産のうち、株式等についてのみ純資産価額としての価値を反映させようとするものである。

### 📖 書面によらない贈与

書面によらない贈与については、民法550条が、「各当事者が撤回することができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない」と規定していることから、贈与の履行前は目的財産の確定的な移転があったということとはできないとされている。したがって、この場合の贈与の有無（目的財産の確定的な移転による贈与の履行の有無）は、贈与された財産の管理・運用の状況等の具体的な事実に基づいて、総合的に判断すべきものとされる。

### 📖 経営承継円滑化法申請マニュアル(震災版)

震災特例法第2弾により、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、認定会社が東日本大震災により受けた被害の態様に応じ、その認定会社の雇用確保要件などが緩和されることになった。具体的には、「東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令」が平成23年12月14日から施行されたことに伴い、同省令に基づく確認の申請等のためのマニュアルとなっている。

### From 編集室

◆平成23年度税制改正は成立が遅れに遅れたうえに、一部改正は見送りという事態となったが、平成24年度税制改正はどうやら大丈夫そうだ。◆その理由の一つには、民主・自民両党が、予算関連法案である平成24年度税制改正法案をいち早く成立させたいと考えていることが挙げられる。◆両党は、近い将来の衆議院議員総選挙で大量に候補者を擁立するといわれている大阪維新の会が選挙体制を整える前に総選挙を実施したいと考えている可能性がある。その一つの表れが平成24年度税制改正の早期成立というわけだ。◆平成24年度税制改正があっさり可決・成立するようなら、「選挙は近い」といえるかも知れない。(Q)

### 週刊T&A master 第442号

2012年3月12日発行(毎週月曜発行)

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp

## 税実務 Q &amp; A

No.129 資産税 ▶ 相続税 ▶ 小規模宅地等の特例

## 被相続人の居住の用に供されていた宅地等

青空税理士法人青山事務所 税理士 植松俊文

問

父は、病気のため病院に長期間入院していましたが、退院することなく先月亡くなりました。入院する前に父が住んでいた東京都三鷹市の実家の土地建物は、入院前の状態のまま空家になっていました。私は今まで独身で実家と市内内に借家住まいでしたが、この度私が実家の土地建物を相続し居住しようと考えています。この場合、小規模宅地等の特例は適用できるのでしょうか。母は5年前に既に他界しており、また、兄弟はいません。

答

## 1. 小規模宅地等の特例

小規模宅地等の特例の適用が受けられるのは、個人が相続又は遺贈により取得した財産のうち、相続開始の直前において、その相続若しくは遺贈に係る被相続人又はその被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族（以下「被相続人等」といいます。）の事業又は居住の用に供されていた宅地等で一定の建物又は構築物の敷地の用に供されていたもののうち、特定事業用宅地等、特定居住用宅地等、特定同族会社事業用宅地等及び貸付事業用宅地等に該当するものに限られます（措法69条の4①）。

## 2. 特定居住用宅地等

被相続人等の居住の用に供されていた宅地等で、次の要件を満たす被相続人の親族が相続又は遺贈により取得した宅地等は小規模宅地等の特例に規定する特定居住用宅地等に該当します（措法69条の4③二、措令40の2⑧）。

被相続人の居住の用に供されていた宅地等を取得した親族が相続開始前3年以内に相続税法施行地内にあるその者又はその者の配偶者の所有する家屋（相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されてい

た家屋を除く。）に居住したことが無く、かつ、相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有していること（被相続人の配偶者又は相続開始直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた親族で法定相続人に該当する者がいない場合に限る）

## 3. 入院により空家となっていた場合の特例の適用の有無

被相続人は相続開始前まで長期間入院されていたとのことですが、病院の機能等を踏まえると、被相続人が入院前まで居住していた建物で起居しないのは一時的なものと認められますから、ご実家の建物が他の用途に使用された等の特段の事情がない限りは、被相続人の生活の拠点はご実家の建物に置かれていると考えられるため、空家となっていた期間の長短を問わず、その建物の敷地は被相続人の居住の用に供されていた宅地に該当します。

従ってご質問の場合、あなたがご実家の土地建物を申告期限まで引き続き所有している場合には、ご実家の建物の敷地は特定居住用宅地等に該当し、小規模宅地等の特例の適用があります。